

タイセイライフサービス 会員規約

第1章 総則

第1条(名称)
「タイセイライフサービス」(以下「本サービス」という)を名称とします。なお、本サービスは「Concierge24」、「特別優待サービス」、「入居者サービス」および「入居者補償制度」によりサービス構成されております。

第2条(目的)
本サービスは、タイセイライフサービスの会員様に対し、安心で快適な生活に役立つサービスの提供を目的としております。

第3条(サービスの内容)
本サービスは株式会社タイセイシュアサービスが運営する会員制サービスです。具体的なサービス内容とそのサービス提供会社(以下「提供会社」という)は以下のとおりといたします。
①「Concierge24」 提供会社:株式会社コンシェルジュ24
②「特別優待サービス」 提供会社:CSプライマリー株式会社
③「入居者補償制度」 引受保険会社:AIG損害保険株式会社
④「入居者サービス」 提供会社:株式会社タイセイシュアサービス

第4条(会員資格および会員資格期間)
1.本サービスの申し込みをする会員(以下「会員」という)とは、会員および株式会社タイセイシュアサービス(以下「当社」という)の賃貸管理物件入居者(以下「利用者」という)の内、以下の定める条件に適合する方とします。
2.前項の会員資格に適合した入居者利用者で、所定の入会手続きをすることにより会員となります。
3.本サービスの会費は賃貸借契約書で定めた金額とし、賃料と同様に当社の定める方法で支払うものとします。
4.サービス提供期間は賃貸借契約期間とし、中途退会は出来ないとします。ただし、転居または当社の管理会社としての地位が他社に移転した場合は会員資格を喪失します。
5.賃貸借契約開始日より終了月の本サービス会費は日割り計算をしないものとします。
6.会員は本規約以外に運営会社が提供する会員サービスにおいて公表しているすべての規約、規則、注意事項等を承諾して利用するものとします。

第5条(退会)
会員が退会をするには、当社の賃貸管理物件の契約者が賃貸借契約を解約した場合、および次の条等に該当し当社が不適格と判断場合に限り退会となります。なお、利用者についても同様とします。

第6条(会員資格の失効)

- 1.会員が以下の事由に該当した場合、直ちに資格を失効させます。
 - ①加入申込時に虚偽の申告をした場合
 - ②会費の支払いが滞った場合
 - ③本規約または諸規定の定めを違反した場合
 - ④総会歴、専断力図およびそれらの購成またはこれらに基づきするもの(以下「専断力図等反社会的勢力」という)である、もしくは専断力図等反社会的勢力に協力・関与していることが判明した場合
 - ⑤そのほか、当社が会員として不適切とみなした場合
- 2.会員資格の失効に起因して発生した損害に関し、当社および提供会社は何ら責任を負わないものとします。

第7条(サービス内容の変更・終了等)

- 1.本サービスは、会員の承諾または会員への事前通知なく、そのサービス内容・費用を追加、変更、削除し、または、これを中止、終了させることができます。
- 2.本サービスの変更または終了等に起因して発生した損害に関して、当社および提供会社は何ら責任を負わないものとします。

第8条(利用規約の変更)
当社は、会員の承諾または、事前の通知なく、本規約を変更できるものとします。なお、最新の条規約は当社の運営するホームページに掲載いたします。

第9条(会員情報の変更)

会員は、当社に届出した連絡先・住所や家族の方等の情報(以下「登録情報」という)に変更があった場合、指定期限内に速やかに変更手続きを行うてくださいます。なお、同一住所での名義変更の場合、会員の2親等以内に限り適用されるものとします。また登録情報の変更は、会員の申し出により行うものとします。なお、登録情報の不備、変更手続きの不履行や遅延などにより会員が不利益を被ったとしても、当社および提供会社はいかなる場合も責任を負わないものとします。

第10条(設備等の準備・維持)

本サービスに必要な通信機器、通信費用、ソフトウェア、その他設備、および回線利用契約の締結、インターネット接続サービスへの加入、その他本サービスの利用に必要なとなる一切の準備、ならびにその維持は、会員が自らの費用と責任で行うものとします。

第11条(禁止行為)

- 会員は、本サービスの利用にあたって、以下の行為を行ってはならないものとします。
- ①本サービスを利用資格のない第三者に知らしめ、本サービスを提供させる行為
 - ②本サービスを営利目的で利用する行為、本サービスを譲りて営利を得る目的の行為
 - ③本サービスで定めた内容を超えるサービス提供を求める行為または本規約を逸脱する行為およびそれに類する行為
 - ④本サービスに係る個人・法人・団体を誹謗中傷する行為
 - ⑤本サービスに係る個人・法人・団体が所有する著作権、財産権、その他の権利を侵害する行為、または侵害する恐れがある行為
 - ⑥本サービスに係る個人・法人・団体に不利益または損害を与える行為または与える恐れのある行為
 - ⑦政治・選挙・宗教活動および個人の思想の活動の一切とそれに類する行為
 - ⑧犯罪、反社会的行為を含む公序良俗に反する行為またはそれに関連する行為
 - ⑨法律に違反する行為または違反の恐れのある行為
 - ⑩その他、本サービス利用の一般的なマナーやモラルを著しく逸脱し不適切と判断される行為

第12条(免責)

- 1.当社および提供会社は、本サービスに関する情報について、その完全性、特定目的への適合性、有用性等を保証するものではありません。
- 2.当社および提供会社は、以下の場合に、一時的に本サービスを停止、中止または変更をせしめるとしても、会員が直接または間接的に被った一切の損害、損失、不利益等について、いかなる責任を負わないものとします。
 - ①火災、地震、洪水、落雷、大雪等の天変地異が生じた場合
 - ②戦争、内乱、テロ、暴動、騒乱等の社会不安が生じた場合
 - ③本サービスに係るシステムの定期点検、または緊急に行う保守点検
 - ④その他、本サービスの中断が必要であると当社が判断した場合
- 3.当社および提供会社はサービスの利用により発生した会員の損害(当社との間で生じたトラブルに起因する損害を含む)に対し、故意および重大過失がない限り、いかなる場合も責任を負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。
- 4.本サービスのご利用に起因するソフトウェア、ハードウェア上の事故その他の損害につきましては当社および提供会社は一切責任を負わないものとします。

第13条(サービス提供の拒否)

- 1.以下の事由に該当した場合、本サービスの提供を拒否することができます。
 - ①会員が提供会社の利用規約、会員規約および本規約、サービスの利用方法等に違反した場合
 - ②その他会員として不適切と判断された場合

第14条(個人情報)

- 1.当社および提供会社は、会員の個人情報については、「個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に従い、必要保護措置を講じたうえで、以下のとおり取り扱うものとします。
- 2.会員が本サービスの提供を受けるために自ら告知する以下の個人情報を取得します。
 - ①氏名、性別、生年月日、職業、勤務先、会員の関係(会員本人以外の場合)、郵便番号、住所、電話番号、FAX番号、Eメールアドレス等
 - ②会員が本サービスの利用にあたって申し出した事項(利用内容、申込み内容等)
- 3.前項で取得した個人情報を用いて以下の目的のために利用します。
 - ①本サービスの提供
 - ②利用実績の集計
- 4.当社は、本サービスの提供に関わる業務を第三者に委託することがあります。この場合、当社は業務遂行上必要な範囲で当該委託先に会員の個人情報を取り扱わせることができ、会員はあらかじめこれに同意するものとします。
- 5.当社は、必要に応じて、監督官庁や法律や規制上の業務や遵守のために、それを必要とする第三者に提供する場合があります。

第15条(消費税)
本サービスに関する各種料金にかかる消費税につき、消費税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、変動後の消費税率にて計算するものとします。

第16条(管轄裁判所)
本サービスに関し訴訟の必要が生じたときは、当社を管轄する裁判所を第一審の専断的合意管轄裁判所とします。

第2章 Concierge24

第17条(内容)

1. Concierge 24 (コンシェルジュ24)は、サービス対象物件で本条第3項のトラブルが生じたとき、24時間365日トラブル解消のための情報提供または緊急駆けつけサービスを会員へ提供する、株式会社コンシェルジュ24(以下「提供会社」といいます)が運営する会員制サービスです。タイセイライフサービスの会員に対してサービスを提供するために、当社がサービス契約者として提供会社と総括契約を締結しています。
- 2.緊急駆けつけサービスの定義は次の通りとします。
 - ①「緊急駆けつけサービス」とは、サービススタッフ1名による60分以内の応急作業と応急処置に伴う1,000円以内の部品を提供するサービスのことをいいます。ただし、部品の提供はサービススタッフの当日持ち合せがある場合に限ります。
 - ②「有償対応」とは、緊急駆けつけサービスの利用時において特殊調理作業や電球・管球やフィルター等の消耗品交換代金、サービススタッフ2名以上を必要とする対応をいいます。
 - ③「2次対応」とは、60分を超過する作業や対応に部品交換作業や特殊作業が必要となる修理等および訪問を必要とする対応をいいます。
 - ④「サービス対象物件」とは、所定の入会手続き時に指定した賃貸住宅をいいます。
- 3.会員は、サービス対象物件で以下の居室内トラブルが生じたとき、24時間365日トラブル解消のための緊急駆けつけサービスを受けることができます。
 - ①鍵のトラブル
 - ②水回りのトラブル
 - ③ガス回りのトラブル
 - ④電気・ガス・給湯器のトラブル(家電製品除く)
 - ⑤エアコンのトラブル(2年間2回まで)
 - ⑥建具のトラブル(2年間2回まで、備え付け建具に限る)
- 4.鍵のトラブルにおいて、サービスを利用する場合は、運転免許証(ただし、運転免許証の住所がサービス対象物件の所在地と一致すること、運転免許証がない場合には、顔写真を付した公的機関証明書(ただし、公的機関証明書の住所がサービス対象物件の所在地と一致すること)の提示が必要となります。
- 5.鍵のトラブルについて、提供会社が緊急駆けつけサービスおよび特殊調理作業での開錠または破錠ができないと判断した場合、宿泊補助金1回6,000円(実費)をお支払いします。ただし、宿泊施設に宿泊された場合に限ります。
- 6.前項の宿泊補助金について、会員は以下の書類を提出して提供会社に申請を行うものとします。
 - ①提供会社所定の申請書(送金先の金融機関情報を含む)
 - ②宿泊費の領収証原本

第18条(利用料金)

- 1.会員は緊急駆けつけサービスを無料で受けることができます。また、有償対応を希望する場合は会員がその実費を別途負担するものとします。
- 2.前項の実費負担部分の請求は、サービススタッフまたは提供会社が会員に対して行います。
- 3.緊急駆けつけサービス対応後、2次対応が必要な場合、会員はサービススタッフまたは提供会社・管理会社等と協議の上別途有料でサービスを依頼することができます。
- 4.前項の費用の請求は、サービススタッフまたは提供会社より直接行う場合があり、会員はこれを承諾するものとします。

第19条(利用に伴う免責事由)

- 1.以下のいずれかに該当するトラブルは対象となりません。
 - ①入居当初およびサービス開始日以前の設備の故障・破損に関するトラブル
 - ②建物共用部分に関するトラブル
 - ③原状回復に関するトラブル
 - ④立会いができない場合
 - ⑤症状再発による再訪問
 - ⑥急ぎでない場合は、ご自宅へご来社しての対応をいたします
 - ⑦その他、提供会社が不適切と判断した場合

第20条(注意事項)

- 1.以下の場合、サービススタッフまたは提供会社の判断の元、作業を中断・中止することがあります。
 - ①作業時間と判断した場合
 - ②緊急駆けつけサービスの実施が防犯上の理由等により相応しくないと判断した場合
 - ③損害が生じる可能性が大きい場合
- 2.受付窓口やサービススタッフ、提供会社の指示に従っていただくなどのご協力をお願い致します。
- 3.緊急駆けつけサービスはサービス対象物件への出勤時間を保証するものではなく、地域・天候・交通状況・サービススタッフの作業状況等により出勤時間を要する場合がありますと、また山岳部等や住まいるの地域によって翌日以降の訪問となる場合があります。
- 4.緊急駆けつけサービスは応急処置を施すものであり、トラブルの再発防止を保証するものではありません。
- 5.設備トラブル等が解決したと提供会社が判断した場合、または緊急駆けつけサービスでは設備トラブル等の解決が不可能であると提供会社が判断した場合等、サービススタッフがこれ以上修理に着手する合理的な理由がないと提供会社が判断した場合は、提供会社はその時点で緊急駆けつけ対応を完了します。
- 6.提供会社が会員から緊急駆けつけサービスに関する連絡を受けた後に会員と連絡が取れない状態が24時間の期間以上経過した場合には、提供会社等は当該サービスの対応を提供会社の判断により任意に終了します。

第21条(盗難引越しサポート)

- 1.会員が有効期間中にサービス対象物件内において盗難被害に遭い、サービス対象物件の賃貸借契約を終了して引越しをする場合、引越し費用として、見舞金10万円(年1回まで)をお支払いします。
- 2.前項の見舞金は以下の要件を全て満たす場合にお支払いします。
 - ①盗難被害から3か月以内に、サービス対象物件以外の住戸につき当社が仲介または管理する物件の賃貸借契約を締結していること
 - ②盗難被害から3か月以内に、サービス対象物件の賃貸借契約につき解約の合意を成立させている、または解約の申し入れの意思表示をしていること
 - ③所轄の警察署に対して被害届を出していること
 - ④本サービスの有効期間中に、提供会社所定の申請書等を提出していること
- 3.前項の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する場合は、見舞金をお支払いしません。
 - ①不在中に施錠されていないかった等、会員の故意または重大過失による場合
 - ②会員の同居人、親族、使用人、その他サービス対象物件に入出入りすることが可能な者による盗難の場合
 - ③盗難の被害がなかったとき
 - ④地震等の天災や火災等、非常時における盗難の場合
 - ⑤同一の盗難被害において盗難鑑定交換費用サポートの見舞金が支払われた場合
- 4.会員(同居人除く)は、以下の書類を提出して提供会社に利用の申請を行うものとします。
 - ①提供会社所定の申請書(送金先の金融機関口座情報を含む)
 - ②引越し先の賃貸借契約書の写し

第22条(盗難鑑定交換費用サポート)

- 1.会員が有効期間中にサービス対象物件にドアの鍵・錠をピッキング・破壊・損壊されることにより侵入され盗難の被害に遭った場合に、侵入されたドアの錠交換費用と見舞金10万円(年1回まで)をお支払いします。
- 2.前項の見舞金は以下の要件を全て満たす場合にお支払いします。
 - ①盗難被害から3か月以内に、サービス対象物件のドアの鍵・錠を交換していること
 - ②所轄の警察署に対して被害届を出していること
 - ③本サービスの有効期間中に、提供会社所定の申請書等を提出していること
- 3.前項の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する場合は、見舞金をお支払いしません。
 - ①ドアの錠交換費用を当社(オーナー等、会員以外の第三者)が支払った場合
 - ②会員の同居人、親族、使用人、その他サービス対象物件に入出入りすることが可能な者による盗難の場合
 - ③盗難の被害がなかったとき
 - ④地震等の天災や火災等、非常時における盗難の場合
 - ⑤同一の盗難被害において盗難引越しサポートの見舞金が支払われた場合
- 4.会員(同居人除く)は、以下の書類を提出して提供会社に利用の申請を行うものとします。
 - ①提供会社所定の申請書(送金先の金融機関口座情報を含む)

- ②被害にあったドアの錠・錠の写真
- ③ドアの錠を交換した際の領収証原本

第23条 (競売物件敷金サポート)

- 1.会員が有効期間中にサービス対象物件が競売され新たな物件所有者(家主)と賃貸借契約を締結した場合に、その契約が必要となった敷金(保証金)として、見舞金10万円(年1回まで)をお支払いします。
- 2.前項の見舞金は以下の要件を全て満たす場合にお支払いします。
 - ①サービス開始から6か月を経過した後の競売落札物件であること
 - ②競売後も継続して居住すること
 - ③新賃貸借契約期間が1年以上であること
 - ④本サービスの有効期間中に、提供会社所定の申請書等を提出していること
- 3.前項の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する場合は、見舞金をお支払いしません。
 - ①裁判所を過ぎない民住物件の場合
 - ②新賃貸借契約の敷金(保証金)がないとき
 - ③従前敷金(保証金)が物件所有者から返金されている場合
- 4.会員(同居人除く)は、以下の書類を提出して提供会社に利用の申請を行うものとします。
 - ①提供会社所定の申請書(送金先の金融機関口座情報を含む)
 - ②従前賃貸借契約書の写し
 - ③従前重要事項説明書の写し
 - ④新賃貸借契約書の写し
 - ⑤新重要事項説明書の写し

第24条 (競売物件引越しサポート)

- 1.有効期間中にサービス対象物件が競売され、会員がサービス対象物件の賃貸借契約を終了して引越しをする場合引越し費用として、見舞金10万円(年1回まで)をお支払いします。
- 2.前項の見舞金は以下の要件を全て満たす場合にお支払いします。
 - ①サービス開始から6か月を経過した後の競売落札物件であること
 - ②競売により新たな物件所有者(家主)から退去を請求され、サービス対象物件の賃貸借契約につき解約の合意を成立させている、または解約の申し入れの意思表示をしていること
 - ③引越し先の物件が、当社の仲介または管理する物件であること
 - ④本サービスの有効期間中に、提供会社所定の申請書等を提出していること
- 3.前項の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する場合は、見舞金をお支払いしません。
 - ①裁判所を過ぎない民住物件の場合
 - ②従前賃貸借契約書の写し
 - ③従前重要事項説明書の写し
 - ④新賃貸借契約書の写し
 - ⑤新重要事項説明書の写し

第25条(受付・支払・その他)

- 1.見舞金および補助金申請の受付・支払に際し、提供会社が必要と判断した場合、調査を行うことがあります。
- 2.スタンダードサービスによる見舞金および補助金の支払いは、保険金支払いではなく会員への付加サービスであり、他の補償制度や保険等からの給付とは無関係に行うものとします。

第26条(生活電話相談サービス)

- 会員は以下の電話相談サービスの提供を受けることができます。なお、利用は有効期間中各年3回までです。
- ①雑居相談(利用時間24時間365日)
 - ②夜間・休日医療機関紹介(利用時間24時間365日)
 - ③Vペコン基本操作(利用時間年末年始を除く、9時から21時)
 - ④税金・年金相談(利用時間平日10時から17時、予約制)
 - ⑤法律相談(利用時間平日10時から17時、予約制)
 - ⑥近隣トラブル相談(利用時間平日10時から17時、予約制)
 - ⑦マナー・育児相談(利用時間24時間365日)
 - ⑧介護相談(利用時間平日10時から17時)
 - ⑨ペット相談(利用時間24時間365日)

第27条(暮らしの安心出動サービス)

- 会員本人または会員(同居人除く)の2親等内の親族はトラブルが生じたとき、以下の条件で24時間365日在宅確認および外観確認サービスの提供を受けることができます。
- ①有効期間中、年3回まで無償(年4回以降は有料)
 - ②サービス対象物件への訪問による在宅確認および外観確認
 - ③物件内へ入室や救命処置、調査など関係法令に抵触、または抵触する恐れのある業務は提供できません。
 - ④状況により警察、消防、管理会社等へ通報する場合があります。

第28条(安心・快適ライフサービス)

- 会員は以下のライフサービス(有料)の提供を会員価格で受けることができます。なお、サービスの内容、提供地域、商品により割引ができない場合がございますので詳しくはコールセンターにお問い合わせください。
- ①消耗品交換サービス
 - ②粗大ごみ搬出代行サービス
 - ③出張パソコンサポート
 - ④レンタル用品サービス
 - ⑤便利ライフサービス
 - ⑥カーシェアリング

第3章 特別優待サービス

第29条(サービスの内容、利用)

- 会員は、CLUB SPASS会員専用ホームページに記載されている国内外旅行パッケージツアー、宿泊施設、レジャー施設等を優待価格で利用することができます。
1. CLUB SPASSは、提供会社が提供する会員限定優待サービスです。会員はレジャー優待サービスの利用に際し、CLUB SPASS専用ホームページに記載されたサービスご利用規定をよく読み、同意した上で利用するものとします。
 - 2.会員は、本サービスのサービス開始日よりホームページに記載されたログインIDおよびパスワードでCLUB SPASS専用ホームページにログインまたはCLUB SPASS専用ダイヤルに電話することでレジャー優待サービスを利用することができます。

第30条(変更・休止等)

- CLUB SPASSは、会員の承諾なく、または会員への事前の通知なく、任意にレジャー優待サービスの全部または一部を変更すること、または休止することがあります。

第4章 入居者補償制度

第31条(内容)

- 1.入居者補償制度(以下「本制度」といいます。)は、タイセイライフサービスの会員が、万一の事故(火災等)により所有する階別ご賃貸借が生じた場合や賠償責任(不慮による借戸人の損害や漏水等による階下の損害発生等)を負担した場合に備えて、見舞金3万円(年1回まで)をお支払いします。
- 2.本制度の補償は、本制度の対象となる賃貸住宅に入居された時、またはタイセイライフサービスの会員になられた時のいずれか遅い時を開始し、賃貸借契約が終了した時、または株式会社タイセイシュアサービスが賃貸住宅の賃貸人もしくは賃貸人代理の地位を喪失した時に終了します。
- 3.賃貸借契約の対象となる賃貸住宅の入居日までに補償加入についての意向確認を完了されない場合は、本制度の補償を提供致しません。尚、会員が同一の賃貸住宅の損害を発生する他の保険契約を締結している場合はお申し出下さい。
- 5.当社が締結した損害保険は次のとおりです。
 - 保険種別:リビングパートナー保険
 - 引受保険会社:AIG損害保険株式会社
 - 取扱代理店:株式会社タイセイシュアサービス
 - 補償内容:保険料相当額/別紙の通り
- 6.本制度に基づく損害保険の約款、特約の変更または保険料率変更に伴う保険料相当額もしくは保険金額に変更が生じた場合は、当社の運営するホームページ上でお告知いたします。



T A I S E I L I F E s e r v i c e

あなたの暮らしをサポート。

暮らしにイロドリと、あんしんを。

タイセイライフサービス(TLs)では、みなさまに安心して豊かな環境で暮らしていただけるよう最大限のサポートと、充実のサービスをご用意しております。いよいよはじまるあたらしい暮らしがより良いものになりますように、タイセイライフサービスをぜひご活用ください。

01 入居者サービス

TLsだからできる、うれしいサービスです。日常だけでなく、ご入居者さまのオフの時間も応援します。



リゾートマンションに格安で宿泊

和歌山は周参見のプール付きリゾートマンションに、格安でご宿泊いただけます。



レンタカー

軽～普通自動車、トラック、人気のSUV車もレンタルできます。



キャンピングカー

アウトドアや長距離旅行にもお使いいただけます。



割引クーポン

入居者限定!提携店舗のサービスや割引をご利用ください。



保育園

特別価格で一時保育のご利用をさせていただきます。

02 リビングパートナー保険

入居者の皆さまが被保険者(保険の補償を受けられる方)である保険の補償内容について説明したものです。

賃貸住宅にお住まいの皆さまの大切な家財や賠償責任などの補償をひとつにまとめました。

家財の損害の補償

借りているお部屋に収用されている家具や家電、衣服などの家財の損害を補償します。

- 火災 ● 落雷 ● 破裂・爆発 ● 風災・雹災・雪災
- 物体の落下・飛来・衝突等 ● 水濡れ ● 盗難 ● 水災 など

事故にともなう諸費用の補償(費用保険金)

火災時の思わぬ出費をカバーする、各種費用をお支払いします。

- 借戸室修理費用 ● 地震火災費用 ● 事故時諸費用
- 損害防止費用 ● 残存物取片づけ費用

賠償責任・修理費用 補償特約付帯

個人賠償責任・借家人賠償責任

大家さんや、近隣の方に対する法律上の損害賠償責任を補償します。

借戸室修理費用

借りているお部屋のドアや窓ガラスなどを緊急的に修理した際の修理費用を補償します。

事故にあった際のご連絡先

ご連絡時にタイセイシュアサービスが管理している物件の入居者である旨と、ご入居者様名・住所・建物名・部屋番号をお伝えください。

AIG損害保険 事故受付ダイヤル

03 Conciierge24

24時間365日対応。
暮らしの中のトラブルやお困りごとをしっかりとサポートいたします。



緊急駆けつけサービス

24時間365日トラブルでお困りの時に駆けつけて応急処置をします。

- 水回り ● カギ ● ガラス ● 電気・ガス・給湯器 ● エアコン ● 建具

※エアコン、建具の応急処置は2年間で2回までを限度とします。

生活電話相談サービス

医師・弁護士・ケアマネージャー等の各分野専門のスタッフがお気軽に電話でお答えします。

暮らしのあんしん出動サービス

離れて暮らすご家族がご不安な時に、契約住所に駆けつけて在宅確認・外観確認を行います。

安心・快適ライフサービス

各サービスを会員価格でご利用いただけます。料金はコールセンターにてご確認ください。

- 消耗品交換 ● カーシェアリング ● 粗大ゴミ搬出代行
- 出張パソコンサポート ● 便利屋 ● レンタル用品

利用者専用ダイヤル

04 特別優待サービス

全国約8,000のアクティビティプランやレジャー施設、レストラン、オンラインレッスン等が割引・優待価格でご利用いただけます。



国内&海外パッケージツアー 最大10%割引

提携旅行代理店が取扱うパッケージツアーやフリープランが会員割引価格でご利用いただけます。



国内&海外宿泊施設



シネマ (一般料金:大人 通常1,800円)

最大80%割引

提携シティホテル・リゾートホテルが会員割引価格でご利用いただけます。

1,300円

イオンシネマ・ユナイテッドシネマが会員割引価格でご利用いただけます。

CLUB SPASS専用フリーダイヤル



受付/AM9:30-PM5:30(土日祝祭日・年末年始・特定日を除く平日)
ご所属の団体・会員組織・企業の名称およびご所属の団体により異なる会員確認事項と会員氏名等をおたずねいたします。

CLUB SPASS会員専用ウェブサイトサービス内容の詳細とご利用方法などをご確認ください。
<https://clubspass.com/spass/conciierge24/login.aspx>

ログインID・ログインパスワードは上記フリーダイヤルへお問合せください。

ご優待サービスのご利用には、CLUB SPASSを運営するCSプライマリー株式会社が規定するご利用条件がございます。表示サービスは予告なく変更される場合がございます。詳しくは事前に、CLUB SPASS会員専用ウェブサイトでご確認いただけますようお願いいたします。